

あけまして  
おめでと  
うございます



# 山本行政ニュース

編集発行人

行政書士法人

山本事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21  
中央ビル5F

TEL 03 (3567) 3071

FAX 03 (3567) 3078

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 8日・成人の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| ・  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | ・  | ・  | ・  |

## ワンポイント お酒の消費量日本一は？

1月はお酒を飲む機会が多く、飲みすぎに注意したいところですが、国税庁の平成16年度分都道府県別酒類販売（消費）状況によると、成人1人当たり年間消費数量の上位は、東京が120.4%でトップ、2位が高知の109.2%で、以下、大阪、新潟、秋田の順。ちなみに全国平均は88.5%となっています。

## 1月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税** / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日  
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月22日
- 国 税** / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税** / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税** / 11月決算法人の確定申告  
（法人税・消費税等） 1月31日
- 国 税** / 5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税** / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
（年3回の場合） 1月31日
- 地方税** / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税** / 給与支払報告書の提出 1月31日

# 新会社法による 変更のポイント

## 会社の設立

昨年の5月に施行された「会社法」により、従来の商法が定めていた内容が大幅に変更されました。今回は会社の設立についての変更点を記します。

### 最低資本金制度の廃止

新会社法では、株式会社の設立に際して、最低資本金制度が撤廃され「1円からの設立」が可能となりました。

### 債権者保護との関係

上記のとおり、債権者保護のための最低資本金制度が撤廃されましたので、その弊害が生じないように、今後は法人格の濫用の法理や取締役の第三者に対する責任といった別の制度を積極的に活用して、債権者を保護することが考えられています。

### 現物出資・財産引受

会社設立時の現物出資、財産引受けについて検査役の調査が不要となる範囲が拡大さ

れるとともに、関係者の責任が軽減されました。

### (1) 検査役の調査が不要となる場合

少額財産の特例：現物出資はその目的となる財産の総額が500万円以下であること。

有価証券の特例：現物出資の有価証券については、従来は「取引所の相場のある有価証券」でしたが、「市場価格のある有価証券」に範囲が拡大されました。

### (2) 現物出資等に関する関係者の責任

設立時の取締役、発起人は、現物出資の目的財産の価額を補填する責任について、従来は無過失責任を負っていましたが、新会社法では発起設立の場合は過失責任へと責任が軽減されました。なお、募集設立については従来どおり無過失責任を負うことになっています。

## 事後設立

事後設立とは会社成立後2年以内に、会社成立前より存在する営業用の財産を、資本の20%以上にあたる対価で取得する契約を締結することです。事後設立については、株主総会の特別決議が必要です。

### (1) 検査役の調査制度の廃止

事後設立に際して、従来あった、裁判所の選任した検査役の調査制度は廃止されました。

### (2) 事後設立規制の適用範囲

株主総会の特別決議が必要な営業用財産の規模が資本の5%以上から20%以上に緩和されました。

### その他の設立関係

### (1) 払込取扱機関

従来、設立登記に際して、銀行または信託会社による払込金の保管証明を受ける必要がありましたが、新会社法では発起設立の場合は残高証明等でよいことになりました。募集設立の場合は従来と同様となります。

### (2) 設立時の定款記載事項

定款の記載事項が、新会社法により下表のように変わりました。

|                         | 旧法                                   | 新会社法                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|---|
| 株式数、出資額に関する事項           | 会社の設立に際して発行する株式の総数を記載                | 株式会社の設立に際して出資すべき額またはその下限額を記載              |
| 定款または発起人全員の同意をもって決定する事項 | 会社の設立に際して発行する株式の種類・数                 | 株式会社設立に際して発行する株式の種類・数・割当てに関する事項           |
| 発行株式総数の決定時期             | 定款作成時                                | 株式の引受後設立時でも可能                             |
| 設立時の取締役等の選任方法           | 募集設立：創立総会の決議<br>発起設立：引き受けた株式の議決権の過半数 | 募集設立：創立総会の決議<br>発起設立：定款または引き受けた株式の議決権の過半数 |
| 公告の方法                   | 絶対的記載事項                              | 任意的記載事項                                   |

# 幹部社員の行為と 会社の責任



会社と雇用関係にある者が、会社の事業の執行につき第三者に損害を与えた場合には、会社は責任を負わなければなりません。これを使用者責任といいますが、どのような場合に使用者責任を問われるのでしょうか。

第一に「ある事業のために他人を使用すること」を必要とします。その使用関係は、必ずしも有効な雇用関係にあることを要しません。事実上ある仕事をさせる関係があれば十分です。ただし、少なくとも使用者の選任・監督・指揮命令に服するような関係になければなりません。

第二に、被用者が「その事業の執行につき」なしたものであることが必要です。

第三に、被用者が第三者に損害を加えることが必要となります。

以上の使用者責任は、使用者が被用者の選任及びその事業の監督につき相当の注意を払ったことを立証したときに限りその責任が免責されますが、実際は大変困難です。

会社の部長・課長などの幹部社員は、代表取締役などのような会社の機関とは異なり、単に会社と雇用関係にある一使用人に過ぎませんが、ある程度、包括的な代理権を有することから、部課長の行為は会社にその効力を及ぼします。それは原則として契約・取引に関する行為に限りますが、事業の執行につき第三者に損害を与えた場合にも会社はその使用者として損害を賠償しなければなりません。

では次に、幹部社員の行為と会社の使用者責任について、どのような場合があるの

か見てみたいと思います。

## 1 越権行為の場合

まず部課長が会社の内規に反し、与えられた権限を越えてなした行為はどうなるのでしょうか。

例えば、A会社では営業部長の裁量による一回の取引額は3千万円までと定められているにもかかわらず、勝手に1億円の取引をしてしまったような場合です。このような場合、3千万円までは有効で、それ以上の額については無効だとしたら、迅速な商取引は期待できなくなってしまうでしょう。

そこで法律は、会社内部で部長らの権限を制限しても、それを知らない取引先（善意の第三者）に対してはその旨の主張をすることはできないと定めています。

## 2 権限外の行為の場合

次に、部課長が全く権限外の行為をした場合はどうでしょうか。

例えば、営業部長が無断で経理課に立ち入り、手形用

紙・ゴム印・代表者印を盗用して会社振出し名義の手形を発行してしまったような場合です。このような権限外の行為についても使用者責任が問われます。

## 3 権限を濫用した場合

自己の利益を図るためにその代理権を濫用した場合には、相手方がそのことを知り、または知ることができる可能性があった場合に限り、会社はその行為の責任を負わないことになっています。

部長や課長の法律上の地位

部課長といっても、大企業と中小企業とではその職務権限を異にするでしょうし、また、部課長の肩書きから、法律上、当然になんらかの対外的な権限が与えられているというわけではありません。

しかし、一般的には、部長・課長が、人事・総務・経理・業務・営業の各部の委任を受け、そのつど会社から特別の授權なくとも活動できる権限を与えられています。そのように考えると、部課長は商法の規定により、ある種類または委任を受けた特定の事項については「一切の裁判外の行為」を為すことができます。

例えば、不動産会社でいえば、土地の売買に限らず、土地購入資金の借入のように、営業目的を達成するために必要な行為を広く為すことができます。このことから、部課長の法律上の地位は、会社業務のある事項につき、部分的ではあるが包括的な代理権を有する商業使用人ということになります。

